

## 三木市指定文化財の指定について

- 1 三木市指定文化財の指定について（諮問）  
（諮問第 1 号）「木造不動明王立像」（伽耶院蔵）  
（諮問第 2 号）「木造不動明王立像」（伽耶院蔵）  
（諮問第 3 号）「木造三宝荒神立像」（伽耶院蔵）
  
- 2 文化財の概要  
別紙のとおり
  
- 3 現地視察

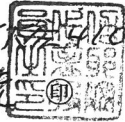
様式第1号(第2条関係)

三木市指定文化財指定申請書

令和2年3月5日



三木市教育委員会 様

申請者 住所(所在地)  
(所有者等)氏名(名称)

三木市志染町大谷410  
伽耶院 

三木市文化財保護条例第6条の規定により、次のものを三木市指定文化財に指定されるよう申請します。

指定の種別	有形文化財(彫刻)	員数	1 軀
名称	木造不動明王立像		
所在の場所	三木市志染町大谷410		
概要	伽耶院本堂の内陣に祀られている。像高91.8cm。広葉樹材による一木造で、頭頂の突出部から台座の一部まで共木で彫出する。古風な構造や造形から10世紀末から11世紀初頭頃の作と推測される。 現状古色を呈するが、天冠台のうち炎髪より前の部分、上歯、上腕半ばと両足脛下方に金箔の痕跡がある。炎髪を表すこと、耳を隠して弁髪を垂下させること、天冠台風の冠など図像的に異色な点が多い。		
指定を申請する理由	天台、真言双方に端を発する姿が相互に影響を与え合っていた様子をうかがわせる作例であり、平安時代前期に遡る三木市最古級の仏像として貴重な遺品であるため。		
その他参考となる事項			

(注)	住所(所在地)	氏名(名称)
その他の所有者等		
		

(注) 所有者等が、複数あるときに記入してください。


様式第1号(第2条関係)

三木市指定文化財指定申請書

令和 2年 3月 5日



三木市教育委員会 様

申請者 住所(所在地)  
(所有者等)氏名(名称)

三木市志染町大谷410  
伽耶院 

三木市文化財保護条例第6条の規定により、次のものを三木市指定文化財に指定されるよう申請します。

指定の種別	有形文化財(彫刻)	員数	1 軀
名称	木造不動明王立像		
所在の場所	三木市志染町大谷410		
概要	伽耶院本堂の内陣に祀られている。像高74.7cm。平安時代後期の作と考えられる。広葉樹材による一木造で、木心は首の右後ろをかすめるようにして肩の上に含む。現状はかなり素地が見えているが、当初は彩色像であった。重要文化財の毘沙門天立像は、像高77.2cmと本像と大きさが等しく、丸みを帯びた顔の形や体格など作風的にも共通する。構造も、本像とよく似た木質の広葉樹材による一木造で、木心を頭部左後方に含む。		
指定を申請する理由	当初は、不動明王立像と毘沙門天立像で一対をなしていたと考えられ、貴重な遺品であるため。		
その他参考となる事項			

(注)	住所(所在地)	氏名(名称)
その他の所有者等		
		

(注) 所有者等が、複数あるときに記入してください。

様式第1号(第2条関係)

三木市指定文化財指定申請書

令和2年3月5日

三木市教育委員会 様

申請者 住所(所在地)  
(所有者等)氏名(名称)

三木市志染町大谷  
伽耶院 

三木市文化財保護条例第6条の規定により、次のものを三木市指定文化財に指定されるよう申請します。

指定の種別	有形文化財(彫刻)	員数	1 軀
名称	木造三宝荒神立像		
所在の場所	三木市志染町大谷410		
概要	伽耶院本堂の内陣に祀られている。像高76.0cm。14世紀後半頃の作と考えられる。針葉樹の寄木造りである。三面三目六臂像で、五鈷鈴と五鈷杵、羅索と火焰宝珠、三鈷柄剣と鉞を持物とする。条帛に天衣、裙と腰衣を着け、焰髪を逆立て開口し、岩座上に素足で直立する。三面とも彫眼、当初肉身は朱色であったと想定される。細身の体軀を覆う着衣には大ぶりの衣文が刻まれ、忿怒の形相を抑える。		
指定を申請する理由	中世に遡る三宝荒神の遺例は、十指に満たず、貴重な遺品であるため。		
その他参考となる事項			

(注)	住所(所在地)	氏名(名称)
その他の所有者等		㊦
		㊦

(注) 所有者等が、複数あるときに記入してください。

諮問第 1 号

三木市指定文化財の指定について（諮問）

三木市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づき、次の文化財を三木市指定文化財に指定したいので、三木市文化財保護審議会に諮問します。

令和2年3月27日

三木市教育長 西 本 則 彦

- 1 文化財の種別 有形文化財（彫刻）
- 2 文化財の名称 木造不動明王立像
- 3 文化財の所在 三木市志染町大谷 410
- 4 所 有 者 伽耶院
- 5 文化財の概要 伽耶院本堂の内陣に祀られている。像高 91.8 cm。広葉樹材による一木造で、頭頂の突出部から台座の一部まで共木で彫出する。古風な構造や造形から 10 世紀末から 11 世紀初頭頃の作と推測される。  
現状古色を呈するが、天冠台のうち炎髪より前の部分、上歯、上腕半ばと両足脛下方に金箔の痕跡がある。炎髪を表すこと、耳を隠して弁髪を垂下させること、天冠台風の冠など図像的に異色な点が多い。  
天台、真言双方に端を発する姿が相互に影響を与え合っていた様子をうかがわせる作例であり、平安時代中期に遡る三木市最古級の仏像として貴重な遺品である。

## 「木造不動明王立像」概要（1）

法量：像高91.8cm　時代：平安時代中期　所蔵：伽耶院

顔を正面に向け、両足をそろえて直立し、左手は垂下して絹索を持ち、右手は軽く曲げて腰脇で持物（現状は刀）を執る。頭頂に頂蓮とみられる突出部を表す。地髪部は平彫りで、左右耳前に炎髪を表し、左耳に重ねるようにして弁髪を垂らす。弁髪は五か所で括る。両の眉根を寄せ、瞋目する。上歯をむき出して下唇を噛むが、牙は表されない。現状古色を呈するが、天冠台のうち炎髪より前の部分、上歯、上腕半ばと両足脛下方に金箔の痕跡がある。炎髪を表すこと、耳を隠して弁髪を垂下させること、天冠台風の冠など図像的に異色な点が多い。

広葉樹材による一木造で、頭頂の突出部から台座の一部まで共木で彫出する。古風な構造や造形から10世紀末から11世紀初頭頃の作と推測される。

松岡久美子「45 木造 不動明王立像 兵庫 伽耶院」(『聖護院門跡の名宝』、龍谷大学龍谷ミュージアム・読売新聞社、2015年)より抜粋。

## 「木造不動明王立像」概要（2）

伽耶院古像は、台座の一部に至るまで広葉樹の一材から彫出される構造や、材に対して垂直に近い角度で彫り込まれた着衣の襷などの表現は古様だが、面部の彫りは浅い。造像時期は兵庫・太山寺像などに近い十世紀末から十一世紀初頭と考えられる。

顔を正面に向け、左手を垂下して大腿横で羂索を執り、右手は軽く肘を曲げて右腰脇で剣を持ち、両足を揃えて直立する。頭上の突出部は本体と共木から彫出され、上開きの八角柱状をなす。天冠台風の冠は、紐一条、列弁一段からなり、正面に円形の飾りを三つ並べる。頭髪は平彫りの総髪で、額の左右から炎髪上に立ち上がる髪束を表現する。弁髪は顔の左側に、耳に重なるように表現され、五か所を結ぶ。眉根を寄せて瞋目し、上歯列をむき出して下唇を嚙むが、牙は表されない。冠と歯、および上腕と足首の釦をつけるあたりに金箔の痕跡があるが、当初に遡るかは不明である。条帛、裳、腰布を着け、腰に裳の折り返しを表す。

炎髪風の髪束を表す像は希で、奈良・玄賓庵像、京都・神泉苑像、岡山・勇山寺像など、十世紀後半から十一世紀前半に集中して見出される。ここに例示した像は、天冠台風の冠を掘出し、そこに菊座風の装飾を取り付けるという比較的珍しい特徴も兼ね備える。また、いずれも頂蓮を表す。とりわけ玄賓庵像の直線的に上開きとなる頂蓮の形は、伽耶院像の頭上の突出部の形状に近い。すなわち伽耶院古像の冠正面の円型装飾は菊座を、頭上の突出部は八葉蓮華を表すと解される。

このように伽耶院古像は、これらの三像と図像的に近い位置にある。しかし玄賓庵像、勇山寺像、神泉苑像が坐像であるのに対し、伽耶院古像は立像である。このうち勇山寺像が、正面の頭髪を巻髪とし、目や口に十九観様への接近を見せることは、十世紀から十一世紀にかけて不動明王の図像に関して様々な試みが行われた一例と評価されてきた。伽耶院古像が立像となることも、やはり試行錯誤の痕跡を示すと位置づけられる。

不動明王の立像は、弘法大師御筆様といわれる仁王経五方諸尊図のうちの不動明王像や、智証大師感得とされる黄不動像など、真言、天台を問わず九世紀にはすでに存在していた、これらを含め十一世紀初頭頃までの不動明王立像は裳の裾を捲るようにして両膝を露わにしていることが多い。しかし本像は裳を垂下させ、脛半ばまでを隠す。

裳で膝を隠す古い作例に、高野山南院の不動明王立像がある。制作年代には議論があるものの、真言系の彫刻立像の古例に挙げられる。また玄賓庵や勇山

寺は真言系の寺院であり、神泉苑も空海が雨乞いを行ったところとして高名である。伽耶院古像が弁髪を五結することも、東寺講堂像に通じるといえる。しかし一方で、左手を垂下し手首を返すことなく羂索を執ることは、むしろ円珍による黄不動や初期天台系不動の一例に挙げられる京都・妙法院の不動明王立像に共通する。伽耶院は法道の開基を伝え、山岳信仰の場として古くから地域の中核的な立場にあった。法道の開基伝承は兵庫南部の山岳寺院に集中的に認められるが、必ずしも真言あるいは天台に偏らない。伽耶院古像の図像的な位置づけには今後の課題を残すが、十世紀末から十一世紀にかけて、天台、真言双方に端を発する姿が相互に影響を与え合っていた様子をうかがわせる作例といえる。

松岡久美子 「聖護院とその周辺の不動明王」(『聖護院門跡の名宝』、龍谷大学 龍谷ミュージアム・読売新聞社、2015年)より抜粋。



三木市指定文化財の指定について（諮問）

三木市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づき、次の文化財を三木市指定文化財に指定したいので、三木市文化財保護審議会に諮問します。

令和2年3月27日

三木市教育長 西 本 則 彦

- 1 文化財の種別 有形文化財（彫刻）
- 2 文化財の名称 木造不動明王立像
- 3 文化財の所在 三木市志染町大谷 410
- 4 所 有 者 伽耶院
- 5 文化財の概要 伽耶院本堂の内陣に祀られている。像高 74.7 cm。平安時代後期頃の作と考えられる。広葉樹材による一木造で、木心は首の右後ろをかすめるようにして肩の上に含む。現状はかなり素地が見えているが、当初は彩色像であった。重要文化財の毘沙門天立像は、像高 77.2 cm と本像と大きさが等しく、丸みを帯びた顔の形や体格など作風的にも共通する。構造も、本像とよく似た木質の広葉樹材による一木造で、木心を頭部左後方に含む。  
当初は、不動明王立像と毘沙門天立像で一对をなしていたと考えられ、貴重な遺品である。

## 「木造不動明王立像」概要

法量：像高74.7cm      時代：平安時代後期      所蔵：伽耶院

広葉樹材による一木造で、木心は首の右後ろをかすめるようにして肩の上に含む。頭髪から垂直に近い角度で立ち上がる巻髪は独特で、耳前には弁髪を垂らしていた痕跡がある。左手を垂下して絹索を持ち、右手は右脇で三鈷剣を執り、腰を右にまげ、左足を軽く踏み出して立つ。基本的な像容は聖護院本尊像などに通じる。現状はかなり素地が見えているが、当初は彩色像であった。

同じく伽耶院に安置される重要文化財の毘沙門天立像は、像高77.2センチと本像と大きさが等しく、丸みを帯びた顔の形や体格など作風的にも共通する。構造も、本像とよく似た木質の広葉樹材による一木造で、木心を頭部左後方に含む。当初は不動明王立像と毘沙門天立像で一对をなしていたと考えられる。

松岡久美子 「46 木造 不動明王立像 兵庫 伽耶院」(『聖護院門跡の名宝』、龍谷大学龍谷ミュージアム・読売新聞社、2015年)より抜粋。

三木市指定文化財の指定について（諮問）

三木市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づき、次の文化財を三木市指定文化財に指定したいので、三木市文化財保護審議会に諮問します。

令和2年3月27日

三木市教育長 西 本 則 彦

- 1 文化財の種別 有形文化財（彫刻）
- 2 文化財の名称 木造三宝荒神立像
- 3 文化財の所在 三木市志染町大谷 410
- 4 所 有 者 伽耶院
- 5 文化財の概要 伽耶院本堂の内陣に祀られている。像高 76.0 cm。14 世紀後半頃の作と考えられる。針葉樹の寄木造りである。三面三目六臂像で、五鈷鈴と五鈷杵、縹索と火焰宝珠、三鈷柄剣と鉞を持物とする。条帛に天衣、裙と腰衣を着け、焰髪を逆立て開口し、岩座上に素足で直立する。三面とも彫眼、当初肉身は朱色であったと想定される。細身の体軀を覆う着衣には大ぶりの衣文が刻まれ、忿怒の形相を抑える。  
中世に遡る三宝荒神の遺例は、十指に満たず、貴重な遺品である。

## 「木造三宝荒神立像」概要

法量：像高76.0cm      時代：室町時代      所蔵：伽耶院

荒神とは崇り荒ぶる神霊の総称で、これを鎮めて竈神や屋敷神として祀った。このうち三宝荒神は忿怒形の多面多臂像で、北摂の勝尾寺周辺で平安時代に発生したと考えられる。三宝荒神は六臂と八臂、二臂像に大別され、彫像では三面三目六臂像が一般的な像容となる。伽耶院本堂の後陣に祀られる像は三面三目六臂像で、五鈷鈴と五鈷杵、羂索と火焰宝珠、三鈷柄剣と鉞を持物とする。条帛に天衣、裙と腰衣を着け、焰髪を逆立て開口し、岩座上に素足で直立する。針葉樹の寄木造りで、三面とも彫眼、当初肉身は朱色であったと想定される。

細身の体軀を覆う着衣には大ぶりの衣文が刻まれ、忿怒の形相を抑え、制作は14世紀後半頃かと思われる。中世に遡る三宝荒神の遺例は十指に満たず、貴重な遺品といえる。

石川知彦 「57 木造 三宝荒神立像 兵庫 伽耶院」(『聖護院門跡の名宝』、龍谷大学龍谷ミュージアム・読売新聞社、2015年)より抜粋。